

## 2 . 緑の基本計画改定の背景

緑の基本計画改定にあたっては以下のような法改正、防災対策、市民主体の緑化活動など国レベルから市レベルまでの多様な背景があり、これまでの緑の基本計画を見直す必要性が生じている。

### ( 1 ) 求められる地域の個性

- ・平成 16 年 6 月 18 日に公布された「景観法」において、美しく風格のある良好な景観、潤いのある豊かな生活環境の創造に関して、地域住民の意向を踏まえ、それぞれ地域の個性を活かしながらその整備及び保全を図ることが明記された。
- ・地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により、個性的で活力のある地域社会の実現に向けた取り組みの必要性についても明記されている。
- ・良好な景観を構成する緑の保全及び整備について、今後、地域の個性を活かした取り組みが必要であることを示している。

### ( 2 ) 都市緑地保全法の一部改正

- ・緑の基本計画に直接関連する都市緑地法（平成 16 年 6 月 18 日公布）により、「都市公園の整備」「緑地の推進」「緑地の保全」が一体となった総合的な施策展開による効率的・効果的な都市の緑の保全・創出を推進するため、緑の基本計画の策定事項に、新たに『都市公園の整備の方針』項目が追加された。
- ・「緑地保全地域制度」「緑化地域制度」など新たな制度が創設されるとともに、都市公園整備の制度についても「立体都市公園」「借地公園」が創設されている。
- ・多様な主体による公園施設の整備・管理への参加を促進することが明記されている。

### ( 3 ) 都市公園法の一部改正

- ・都市公園法の一部改正(平成 16 年 6 月 18 日公布)により、地域の実情に応じた公園緑地の整備・管理を促進する観点から、都市公園の設置および面積の標準に代えて、当該市町村が定める緑の基本計画において地域の自然的環境、歴史的環境をふまえ自主的に行えるよう都市公園制度の見直しが行われた。

### ( 4 ) 行政主体の公園・緑地整備推進から市民主体の総合的な公園・緑地マネジメントの必要性

- ・これまでの右肩上がりの経済成長時代のように、一定の将来予測に基づいた行政主導による公園・緑地の整備推進から、市民が行政とパートナーシップを組み合わせながら、自らの創意工夫を生かし、高度化・多様化した市民ニーズに対応した公園づくり、管理・運営などを主体的に行うことのできる総合的な公園・緑地マネジメントへ取り組むことが求められている。

### ( 5 ) 緑への取り組みに対する市民の動きの活発化

- ・地域の身近な公園や民有地において、市民自ら主体的に地域の緑化、花による修景活動、活性化に向けたイベントなどに取り組む動きが活発化しており、「第4次八尾市総合計画」に掲げられている『市民主役の自律都市づくり』が進められている。

### ( 6 ) 安全・安心のまちづくりの必要性

- ・近年、社会環境の急速な変化に伴い、災害形態が複雑化、大規模化する傾向が強まっていることや地域レベルでの防災の取り組みなど安全・安心の体制が求められている。また、大地震等に対する備えからも、防災系統の緑地の配置を充実させる必要性が生じてきた。